

食品の適正表示推進者 フォローアップ講習会のご案内

東京都は、事業者の方々に食品表示に関する正しい知識を身に付けていただき、食品関係事業施設において、適正な食品表示を推進する人材を育成するため、「食品の適正表示推進者育成講習会（以下『育成講習会』といいます。）」を開催しております。

このたび、既に育成講習会を受講され、食品の適正表示推進者となられた皆様に、継続的に食品に関する知識を身に付けていただくことを目的とし、フォローアップ講習会を開催します。

配信期間

令和4年 **2月7日**（月）13時00分 ～

令和4年 **2月14日**（月）23時59分

内 容

○(株)明治の適正表示実施に向けた取組み

講師 株式会社 明治 生産本部 技術部 渉外・表示グループ

○新たな加工食品の原料原産地表示制度について

講師 消費者庁 食品表示企画課

対 象

平成17年度から令和2年度までの育成講習会を受講された方

定 員

1,000名

聴 講 料

500円(税込)

申込期限

令和3年 **11月15日**（月）まで

申込方法

東京都福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」の本講習会案内ページから電子申請によりお申込みください。

【食品衛生の窓 URL】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/r3_followupkosyukai.html

【申込・受講の注意事項】

- ・申込が定員を超過した場合は、抽選を行いますのであらかじめご了承ください。
- ・受講には事前の申込みが必要です。
- ・一度納付された聴講料は、払い戻しできません。
- ・パソコンからお申込みください。スマートフォン等からの申込みはできません。
（講習会は、パソコン、スマートフォン等からご覧いただけます。）
- ・本講習会はWeb配信のみで開催するため、視聴環境が整わない場合は受講できません。
- ・動画、音声等の録画・録音・スクリーンショット等は固くお断りいたします。

【お問合せ先】

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課食品表示担当

電話：03-5320-4408（平日9時から17時まで）

申込みから受講済証等の受領までの流れ

1 講習会の申込み（10月15日（金）から11月15日（月）まで）

- ・パソコンから東京都福祉保健局ホームページ「食品衛生の窓」の本講習会案内ページにアクセスし、東京共同電子申請・届出サービスによりお申込みください。（スマートフォン等からの申込みはできません。）
- ・平成17年度から令和2年度までの間に育成講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」になられた方のみ申込が可能です。
- ・申込が定員を超過した場合は、抽選を行いますのであらかじめご了承ください。

2 受講可否の確認（12月6日（月）まで）

- ・受講の可否につきまして、登録いただいたメールアドレス宛てに連絡しますのでご確認をお願いします。

3 聴講料の払込み（1月14日（金）まで）

- ・聴講料（500円）の払込みは、Pay-easy（ペイジー）*のご利用をお願いします。
 - ・一度納付された聴講料は、払い戻しできません。
- ※Pay-easy（ペイジー）
インターネットバンキングや金融機関のペイジー対応 ATM で納付することができるサービスです。

4 講習会資料、講習会受講用 URL・ID・パスワードの受領

（資料郵送：1月24日（月）以降、URL 等送付：1月31日（月）以降）

- ・聴講料払込確認後、講習会資料は入力いただいた住所宛てに郵送、講習会受講用 Web サイト URL、ID 及びパスワードは、2のメールアドレス宛てに送付しますのでご確認をお願いします。

5 講習会の受講（2月7日（月）から2月14日（月）まで）

- ・配信期間は、令和4年2月7日（月）13時00分から令和4年2月14日（月）23時59分までとなります。
- ・配信期間を過ぎますと、サイトにアクセスできなくなりますので、必ず配信期間内に受講してください。

6 アンケートの入力（講習会受講後）

- ・アンケートへのご協力をお願いします。

7 受講済証の受領

- ・本講習会を受講された方には、受講済証のデータ（PDF ファイル）を送付いたします。
- ・受講済証はご自身で印刷し、「食品の適正表示推進者カード」の「フォローアップ講習会の受講記録」に貼ってください。

【個人情報の取扱いについて】

ご入力いただきました個人情報は適切に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対応を講じると共に、本講習会のご連絡、ご本人確認及び適正表示推進者の名簿を管理するための情報として利用させていただきます。